



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年8月24日金曜日 第3004号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(原子力安全対策課) ...	653
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	653
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(6件).....	(経営支援課) ...	654
農用地利用配分計画の認可申請.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	657
農用地利用配分計画の認可.....	(") ...	657
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(3件).....	(農地整備課) ...	658
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	658
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	658
落札者等の告示.....	(会計課) ...	658
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	658
新たな土地改良事業の施行の認可(2件).....	(") ...	659
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	659
道路の区域変更(県道松山北条線).....	(中予地方局管理課) ...	659
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	659
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	659
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	660
道路の区域変更(一般国道378号).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	660
道路の供用開始(").....	(") ...	660
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ...	660

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第798号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年8月24日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
平成30年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年6月25日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	438,912,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第799号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成30年8月24日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 2 - (エチルアミノ) - 2 - フェニルシクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (2) メチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルプタノア

ート及びその塩類

- (3) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 指定の理由
条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。
- 3 効力発生の日
平成30年8月25日

○愛媛県告示第800号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
コープ土居	四国中央市土居町入野668-1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也	平成30年 6月21日	平成30年 7月31日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等 堤製パン株式会社 代表取締役社長 堤 敏郎	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	平成25年 9月30日	
			生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也	平成30年 6月21日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第801号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
コープ神郷	新居浜市松神子一丁目344番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也	平成30年 6月21日	平成30年 7月31日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
コープ中秋	新居浜市中秋町1874番地6 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
コープ山根	新居浜市西連寺町二丁目1062番5	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第802号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
コープ今治	今治市馬越町四丁目甲306番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也	平成30年 6月21日	平成30年 7月31日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等 株式会社セリア 代表取締役社長 河合 宏光	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也 株式会社セリア 代表取締役社長 河合 宏光		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第803号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
コープ東本	松山市東本町1丁目5-5	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ	生活協同組合コープえひめ	平成30年 6月21日	平成30年 7月31日

		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	理事長 松本 等	代表理事 美濃 欽也	
コープ久米	松山市鷹子町70番地外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 代表理事 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 代表理事 松本 等 株式会社つるや 代表取締役 鶴田 学	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也 株式会社つるや 代表取締役 鶴田 学	
コープひさえだ	松山市安城寺町597番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			
コープ余戸店	松山市余戸中4丁目1465 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 代表理事 松本 等 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			
コープ三津	松山市高山町3441番外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博	平成29年 6月29日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	生活協同組合コープえひめ 代表理事 美濃 欽也	平成30年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第804号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ久保田店	新居浜市久保田町一丁目甲501番 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	平成30年 8月9日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マルナカ久保田店	新居浜市久保田町一丁目甲501番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成30年8月10日	平成30年8月9日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午後11時20分まで	午前6時40分から午後11時20分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第806号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
大 西 幸 藏	愛媛県東温市南方1444番地1	愛媛県東温市南方字森1799番1ほか3筆	2,639
清 家 信	愛媛県東温市松瀬川甲1165番地45	愛媛県東温市北方字古宮甲2561番2ほか4筆	6,702
農事組合法人増穂生産組合	愛媛県宇和島市津島町増穂丙472番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1143番1	2,462

西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	愛媛県八幡浜市穴井2番耕地463番	2,667
武 田 孝 司	愛媛県西予市野村町大野ヶ原211番地2	愛媛県西予市野村町大野ヶ原232番1ほか4筆	18,132

2 申請年月日

平成30年 8月13日

○愛媛県告示第807号

平成30年7月18日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
アグフィールド株式会社	愛媛県西条市氷見乙587番地2	愛媛県西条市氷見乙602番 1 ほか 1 筆	3,949

2 認可年月日
平成30年 8月13日

○愛媛県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西予市明浜町田之浜、宮野浦、高山、狩浜、渡江、依津地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・明浜地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年 8月27日から 9月25日まで
- 縦覧場所
西予市役所本庁及び明浜支所

○愛媛県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町奈良地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・嘉市ヶ奥地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年 8月27日から 9月25日まで
- 縦覧場所
鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第813号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
実大木材強度試験機 1機	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年 8月10日	株式会社 日進機械 松山支店 愛媛県松山市余戸南3丁目6番27号	63,180,000円	一般競争入札	平成30年 6月29日

○愛媛県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があっ

○愛媛県告示第810号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町奈良地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・アチ谷地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年 8月27日から 9月25日まで
- 縦覧場所
鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第811号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年 8月24日から 9月6日まで

○愛媛県告示第812号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類
公共測量 地図情報レベル500
（航空レーザ測量による水部地形測量）
- 作業期間
平成30年 8月7日から31日まで
- 作業地域
肱川本川（河口～野村ダム）及び支川の一部

た。

平成30年 8月24日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 喜代晴	西条市広岡410番地

○愛媛県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農作業道・木ノ川地区）の施行を平成30年8月15日認可した。

平成30年 8月24日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

○愛媛県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良

事業（かんがい排水・中井出地区）の施行を平成30年8月15日認可した。

平成30年 8月24日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

○愛媛県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 8月24日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 田 淪	松山市東長戸3丁目3-7

○愛媛県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市菅沢町甲986番2 から 同町乙411番4まで	旧	メートル 15.3～29.3	キロメートル 0.046	
			新	11.3～23.8	0.046	

○愛媛県告示第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年 8月24日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
30中局建（開）第7号 平成30年 8月14日	伊予郡松前町大字西高柳鳥居元140番5	伊予郡松前町大字西高柳48番地1 清 水 拓 臣 清 水 里 瀬

○愛媛県告示第820号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成30年 8月24日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811400328	一般社団法人愛媛県ネットワーク協会	愛媛県西予市野村町高瀬3409番地	幸 田 裕 司	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 つくる	愛媛県西予市宇和町福生38番地2	平成30年 8月1日

○愛媛県告示第821号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 27) 第 015738 号	平 成 27 年 5 月 12 日	フ ァ ッ シ ョ ン ギ ャ ラ リ ー み や ざ き	宮 崎 智 行	宇 和 島 市 津 島 町 岩 松 甲 80 9	平 成 30 年 7 月 3 日	内 装 仕 上 工 事 業	建 設 業 の 廃 業
(般 - 29) 第 016199 号	平 成 29 年 10 月 25 日	豊 田 工 務 店	豊 田 賢 一	宇 和 島 市 新 田 町 1 - 3 - 37	平 成 30 年 7 月 10 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 業

○愛媛県告示第822号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西 予 市 明 浜 町 高 山 乙 75 番 3 か ら 同 町 高 山 乙 75 番 1 地 先 まで	旧	メ ー ト ル 5 8 ~ 26 6	キ ロ メ ー ト ル 0 . 043	
		西 予 市 明 浜 町 高 山 乙 75 番 5	新	7 0 ~ 34 2	0 . 043	

○愛媛県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
一 般 国 道	378号	西 予 市 明 浜 町 高 山 乙 75 番 5	平 成 30 年 8 月 24 日

○愛媛県告示第824号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年 8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落 札 に 係 る 物 品 等 の 名 称 及 び 数 量	契 約 に 関 す る 事 務 を 担 当 す る 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地	落 札 者 を 決 定 し た 日	落 札 者 の 氏 名 及 び 住 所	落 札 金 額	契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 手 続	入 札 公 告 日
ガ ス ク ロ マ ト グ ラ フ 質 量 分 析 シ ス テ ム の 借 入 れ	愛 媛 県 警 察 本 部 警 務 部 会 計 課 愛 媛 県 松 山 市 南 堀 端 町 2 番 地 2	平 成 30 年 5 月 30 日	日 通 商 事 株 式 会 社 松 山 営 業 セ ン タ ー 松 山 市 富 久 町 一 丁 目 39 3 番 地 3	253,260 円 (月 額)	一 般 競 争 入 札	平 成 30 年 4 月 13 日